

藤岡市農業委員会
令和5年第7回
定例会議事録

令和5年7月5日招集

令和5年藤岡市農業委員会第7回定例会議事録

令和5年7月5日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和5年藤岡市農業委員会第7回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第 37号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 38号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 39号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 40号 農地中間管理事業の推進に関する法律附則第10条に規定する一の農用地利用集積計画について

議案第 41号 農地中間管理事業の推進に関する法律附則第18条に規定する農用地利用集積等促進計画による権利の移転を県知事に要請することの承認について

報告第 13号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 14号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (13名)

1番 秋山 幸夫	2番 宮澤 一夫	3番 清水 文江	4番 浦部 隆
5番 浅見 健司	6番 折茂 新一	8番 関根 隆雄	9番 折茂 高弘
10番 金澤 貞夫	11番 岩下 次夫	12番 茂木 由子	13番 山口 暁
14番 福田 俊太郎			

[出席農地利用最適化推進委員] (6名)

4番 根岸 和也	6番 清水 淑朗	9番 眞下 篤夫	14番 堀越 昭彦
16番 山田 武房	17番 川村 信行		

[事務局]

事務局 長	横田 道明	事務局 次長	眞下 和弘
係 長	春山 崇	係 長 代理	牧 眸美
係 長 代理	笠原 諒亮		

(開会13時30分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和5年第7回定例会を進行させていただきます。誠に申し訳ありませんが、お手持ちの議案書、11ページの農地転用届出の30番、転用目的に誤りがあります。転用目的が分家住宅用地となっておりますが、正しくは分譲住宅用地となります。訂正をお願い致します。本日の下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用

意しております。2班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より令和5年第7回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。2番宮澤委員、3番清水委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第38号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第39号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとっておりますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時36分)

(再開14時27分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、市外のKさんが、農地を譲り受け農業を営むため、上戸塚の農地5筆、面積は9,653㎡、東平井の農地6筆、面積は9,878㎡、合計11筆19,531㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書13ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第37号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第37号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 37 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 38 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 38 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。整理番号 1 番は、岡之郷の S さんが、自己の所有する農地を貸住宅用地のために転用するもので、農地 1 筆、面積は 279 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、市外の T さんが、自己の所有する農地を太陽光発電パネル設置のために転用するもので、農地 1 筆、面積は 857 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 38 号整理番号 1 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 38 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 38 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 38 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 38 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 39 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 39 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 5 番の 5 件です。整理番号 1 番は立石の Y さんが、立石の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 445 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断

し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、市内の法人が森新田の農地を売買で取得し、露天資材置場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 161 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は、市外の法人が三ツ木の農地を売買で取得し、太陽光パネル設置用地として転用するもので、農地 2 筆、面積は 1,504 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は、市外の S さんが白石の農地を賃貸借で借り受け、露天資材置場用地として転用するもので、農地 2 筆、面積は 416 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は、上戸塚の I さんが三波川の農地を贈与で取得し、資材置場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 1,776 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 39 号 整理番号 1 から 5 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に、整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようでするので、採決します。議案第 39 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に、整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようでするので、採決します。議案第 39 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に、整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に関見もないようでするので、採決します。議案第 39 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 5 番は許可と決定します。続きまして 2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 39 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 6 番から 8 番の 3 件です。整理番号 6 番は、中栗須の W さんが上大塚の農地を売買にて取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので農地 3 筆、面積は 327 m²、農地区分は第 2 種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は、市内の法人が、神田の農地を売買で取得し、倉庫用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 2 筆、面積は 1,774 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 8 番は、東平井の N さんが東平井の農地を使用貸借で借り受け、農業用施設用地として転用するもので、農地 3 筆、面積は 1,089 m²、農地区分は農振として判断されますが、農業用施設用地として農振の軽微変更は済んでおります。下審査において

は、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。
以上で報告を終わります。

議長 議案第 39 号整理番号 6 番から 8 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に、整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に、整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 8 番は許可と決定します。続きまして、議案第 40 号農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案第 40 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。議案書 7 ページをご覧ください。今回の対象地は 2 件です。こちらは農地中間管理機構が

農地に農地中間管理権を設定し、農地を借り受けたうえで農業者に貸し付けるものです。以上で、議案第 40 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　　ただ今、議案第 40 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 　　特に意見もないようですので、採決します。議案第 40 号農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 　　挙手全員でありますので、議案第 40 号農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 41 号農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 18 条に規定する農用地利用集積等促進計画による権利の移転を県知事に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 　　はい、ご説明いたします。議案第 41 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項により、農用地利用集積等促進計画を定めることを群馬県農業公社へ要請するために計画を作成したもので、農業委員会には計画の要請の承認を求めています。なお、この農用地利用集積等促進計画という計画は、中間管理機構を通して貸し借りされている農地の借人を変更するときに必要な計画で、以前は「配分計画」という名前で行われていたものです。では、議案書 9 ページをご覧ください。今回の対象地は 2 件です。こちらは先ほどご説明した通り、中間管理機構を通して貸借が結ばれている農地の借人を変更するものです。以上で、議案第 41 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　　ただ今、議案第 41 号について、事務局の説明が終わりましたが、その前に農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関する委員は審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 　　それでは、議案第 41 号について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 41 号農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 18 条に規定する農用地利用集積等促進計画による権利の移転を県知事に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 41 号農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 18 条に規定する農用地利用集積等促進計画による権利の移転を県知事に要請することの承認について、原案のとおり決定します。

(関係委員着席)

議長

続きまして報告第 13 号・14 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。議案書 10 ページをご覧ください。報告第 13 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4 条が 3 件、5 条が 8 件の計 11 件ございます。詳細については 11 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 14 号ですが、12 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、許可証明が 1 件、耕作証明が 2 件の計 3 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、報告第 13 号・14 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、以上で報告を終わります。以上をもちまして、令和 5 年第 7 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 45 分)